2008年度 ALAI Japan研究大会 2008年12月13日(土) 13:00~18:00

専修大学 7 号館 731 番教室

3. シンポジウム

『著作権等の存続期間を根拠付けるものは何か』

2)「英米法の観点から」

山本 隆司(弁護士)

はじめに

ご紹介いただきました弁護士の山本です。私のテーマは『著作権等の存続期間を根拠付けるものは何か』を「英米法の観点から」始めて、その発展形としての私の見解をお話しさせていただきたいと思います。

1. 著作権保護の理論的根拠

まず、著作権保護の理論的根拠をここで整理してみます。自然権理論には、レイバー・セオリーとか、パーソナリティ・セオリーというようなものがあります。レイバー・セオリーにおいては、創作物に対して創作者のレイバー、労働を加えたということを根拠に排他的権利を認めます。

パーソナリティ・セオリーにおいては、創作物が創作者の人格のあらわれであることを 根拠に、排他的権利を認めます。

いずれにしてもこの自然権理論においては、加えた労働や、人格の発露というものが永 遠に消えるわけではありませんので、排他的な権利を永久に認めるという理論に結びつい ていきます。

他方、産業政策説には、インセンティブ・セオリーというものがあります。産業政策説においては、本来的には、創作物に対しては、排他的な権利が認められるべきものではないのだけれども、その創作を促進したほうが世の中のためになる。したがって、その創作に対して特別の恩典を与える。それが著作権という制度なのだという考え方です。

インセンティブ・セオリーからいいますと、創作を促進するための恩典としては、必ず しも著作権というような排他的な権利である必要はなくて、奨励金であるとか、歴史的に はギルドからの免除であるとか、いろんなインセンティブの形式があり得ます。

産業政策説のさらなる発展形が、今日の後半のほうでご紹介したいと思っていますビークル・セオリーです。著作物の創作者に対して市場独占権を与えることがなぜ必要なのか。 自然状態においては著作物については市場の失敗を生ずるので、市場が成立するように、 著作物の利用行為を商品化する手段が著作権なのだ、という捉え方をするのがビークル・ セオリーです。これは詳しくは後半でお話します。

2. 米国の産業政策理論

アメリカで考えられております産業政策説の思想を、基礎から振り返ってみたいと思います。そのためにまず、知的財産とはどういうものなのか。その特質を、Thomas Jeffersonの言葉を借りて、ご紹介したいと思います。

これはなかなか興味深い文章ですので、多少長くなりますが読ませていただきます。

「アイデアと呼ばれる人間の思考能力……は、<u>自分自身の中に留めておけば自分一人で独占することができる</u>が、一度その秘密が知られてしまうと何人とも共有することができ、一旦受け取った者からこれを奪うことはもはや誰にも出来ない。アイデアのもう一つの特徴は、アイデアを保有する者は誰でもその全てを保有することができるので、誰もが等しくそのすべてを保有することができるということである」。ここではアイデアと言っておりますが、知的創作物一般についてこれは当てはまる議論です。

「私からアイデアを得た者は、私自身のアイデアを減少させることなく私からアイデアを受け取る。それは、私の火を借りてロウソクに火をともす者が、私の火を消すことなく私の火を譲り受けるのと同様である。アイデアが一人の人間から他の人間へと自由に伝播するということは、人類のモラルの向上と相互の発展にとってまた人類の生存条件の改善にとって、自然が特別かつ慈悲的な配慮によって与えたもののように思われる」。

ちょっと宗教的な表現になっておりますが、こういう思想がアメリカの知的財産権の思想の背景になっております。「自分自身の中で留めておけば自分一人で独占することができる」という部分は、自分の持っている知的創作物を公表するか否かを決定する公表の自由の問題です。「一旦受け取った者からこれを奪うことはもはや誰にも出来ない」という部分は、自分が受け取ったときにそれを自由に使うことができるという模倣の自由の問題です。

昔の古い特許の本なのですが、ウィリアム・ロビンソンの特許法という本があります。 その本の中に、アメリカで考えられる自然法について記載しています。自然権として、公 表の自由と模倣の自由がつぎのように語られています。

まず24節、「自然法に基づく発明者の権利:発明者はその発明に対する自然法上の排他的権利を有する。何人も彼の秘密を強要して公表させることはできない。その発明を実施するのも、頭の中に留めておくのも、発明者次第である。法は、彼の価値観や記憶と同様に、彼の発明を察知することができないのである」。これが、自然権としての公表の自由です。

また 25 節、「自然法に基づく公衆の権利:発明者の任意によって公表されたあらゆる新 しいアイデアを利用する権利は、発明者が発明を隠す権利と同じく、自然法に基づく公衆 の権利である。人が他人の発見や発明から利益を得ることは、自然の法則である」。これが 自然権としての模倣の自由です。

以上のことは、思想であるにとどまらず、市場の失敗という事実を表しています。

こういう思想的な背景があって、アメリカの連邦憲法には、特許・著作権条項(1条8項8号)というものが入っています。これは連邦議会に立法権限を与える規定ですが、「連邦議会は、著作者及び発明者に対して、それぞれ著作及び発明に対する排他的権利を一定の期間に限り付与することにより、科学及び有用な技芸の振興を促進する権限を有する」と規定しています。

ここから明らかな点は、著作権に限って言いますと、著作権を付与するのは著作者の利益のためではなく、科学及び有用な技芸の振興を促進することを目的にする。つまり、公共目的にあるという思想です。

そして、もう1つ明らかな点は、そういう排他的な権利は一定期間に限られなければならない。これはその期間の後に、公衆が自由に利用できること自身が目的なのだ、という考え方です。このことを、1984年の「ソニー・ベータマックス判決」は雄弁に語っております。特許著作権条項について、このように言っております。

「その【特許・著作権条項の】意図するところは、特別な報償を与えることによって著作者や発明者の創作活動に動機付けし、独占的権利に対する当該期限の満了後において、 彼ら天才の成果物に対する公衆による利用を可能にすることにある」。

著作者であるとか、発明者を保護するとかというのは、あくまでも手段であって、それ 自身は目的ではない。あくまでも公衆による利用が目的なのだ。なぜなら、先ほど申し上 げました模倣の自由というのが自然権として存在するのだという思想です。

2003年の「エルドレッド判決」は、特許・著作権条項の思想についてさらに深く議論し

ています。1998年にソニー・ボノ法という法律が制定され、著作権の存続期間を原則として死後50年を死後70年に20年間延長しました。この判決で争点になりましたのは、その法律が法律制定時にすでに存在している著作物に対しても適用があるのは、連邦憲法の先ほど申し上げました特許著作権条項に違反するのではないか、という点です。

もうおわかりだと思いますが、アメリカでは著作権をなぜ与えるのかというと、その創作を促進することに目的があります。ところが、すでに作られた著作物に対して著作権の期間を延長したって、もはやその創作を促進する効果というのはあり得ない。だから、少なくとも明らかに特許著作権条項に違反するだろうという主張を、原告は行いました。

最高裁の判事9人のうち7人は、これは立法裁量の問題であるということで、この期間 延長法を合憲だとしました。残り2名は違憲であるとの反対意見を書きました。そのうち の1人は、この既存著作物に対してこの法律を適用するということに絞って違憲だという 議論を展開したのですが、もう一人のブレイヤー判事という方は、「そもそも既存の著作物 であろうと、新規の著作物であろうと著作権の期間を死後50年から死後70年にするとい うのは、憲法が意図している創作活動の促進というのには無意味だ。したがって、既存の 著作物か、新規の著作物かに係わらずこういう法律は違憲だ」という議論を展開しました。

私が、後に議論したいと思っておりますのは、そもそも死後 50 年であっても、その保護 が適切なのか。どういうアプローチを取ればいいのか、ということです。しかし、その前 に、アメリカでの考え方をしっかりと整理しておきたいと思いますので、ブレイヤー判事 の主張をご紹介します。

このエルドレッド判決の中で、ブレイヤー判事が言っておりますのは、「多数意見は、ソニー・ボノ法を合憲だとはしたけれども、決してそれを肯定しているわけではない」、つまり、ソニー・ボノ法は賢明ではないが違憲ではない。不当だとは思うけれども、違法ではない。だから、合憲だという考えが多数意見であって、ブレイヤー判事は、アンワイズ(unwise)かアンコンスティテューショナル(unconstitutional)かは程度の問題だと捉えています。したがって、多数意見もブレイヤー判事と同じ思想に立っていると考えてもいいのかなと思います。

こうも言っております。「20 年の延長の経済的効果は、著作権の保護期間を限られたものにするものではなく、事実上無限にするものである。その実際的効果は、『科学』の発展を促進するものではなく阻害するものである」。しかし、新規の著作物についても 20 年の延長は違憲だというのが、ブレイヤー判事の考えだという点です。

そして、ソニー・ベータマックス判決と同じようなことを言っています。この特許著作権条項は、「特別の私的恩恵を与える」ためではなく、「一般公衆のために芸術的創作活動を促進するために」存在する。「特別の報償の提供」を用いて「著作者の創作活動を動機づけること」によって、これを行う。その「報償」は、手段であって目的ではない。そして、結論として、こう言っております。「そこで、科学の発展を促進するという目的のためには、我々は以下のことを確立されたものとして扱わなければならない」。

- ①著作権法は、私益目的ではなく公益目的に資するものでなければならないこと。
- ②著作権法は知識や学問の『発展を促進すること』を追求しなければならないこと。
- ③著作権法は、創作者に創作を動機づけることによって、および著作権の「限られた期間」の満了後にその拡布に対する関係規制を除去することによって、それを実現しなければならないことである。(この①②③は私が付けたもので、原文には入っておりません)、

3. ビークル・セオリーとこれに基づく保護期間

(1) ビークル・セオリー

ここから、ビークル・セオリーの説明をさせていただきます。インセンティブ・セオリー、すなわちアメリカの産業政策説に極めて共感を持つのですが、インセンティブ・セオリーが解答を与えないいろいろな問題に対してビークル・セオリーは解答を与えてくれます。

第一の問題として、なぜ市場独占権というインセンティブが著作物に必要なのか。インセンティブ・セオリーは、インセンティブが著作物に必要なのは創作の促進だということになります。しかし、なぜ著作物に創作の促進が必要なのかに対しては答えておりません。創作が必要なものは他に幾らでもあります。今朝パンを食べていて思ったのですが、パンの製造だって促進すべきではないか。そういう、創作の促進が必要だという意味では同じなわけで、なにゆえ著作物についてだけインセンティブを与えて創作しなければいけないのか。

他方、ビークル・セオリーは、市場独占権というインセンティブが著作物に必要なのは、 著作物の取引市場においては市場の失敗が発生することにあると考えます。市場の成立が 失敗するというのは、市場が成立しないという意味ではありません。いわゆる経済の外部 性とか、近隣効果といわれるものが発生して理想的な市場にはならない、という意味での 市場の失敗が生じるということです。この市場の失敗を解消するのが、著作権という市場 独占権です。

第2の問題として、なぜ市場独占権がインセンティブとして必要か。インセンティブ・セオリーでは、創作促進の手段として市場独占権が必要なのだということになりますが、 創作促進の手段であれば市場独占権でもなくとも、先ほどの報償金であるとか、いろんな 制度があり得ます。ただ、市場独占権が有効だから、という答えしか出てきません。

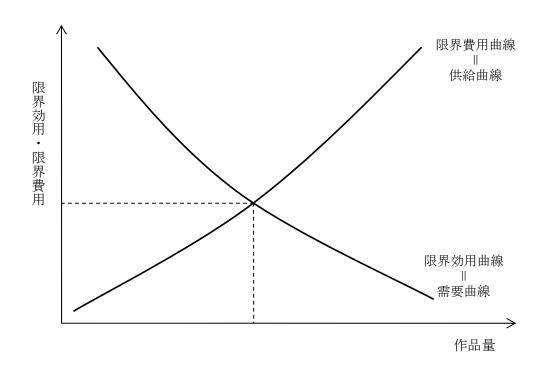
ビークル・セオリーでは、市場独占権が著作物の利用行為を商品化する手段であり、市場独占権が市場を成功させる。著作権がそういう手段なのだ、という理解になります。

第3の問題として、なぜ保護期間を一定期間に限る必要があるのか。インセンティブ・セオリーでは、公衆による自由利用が著作権法の目的である。公衆による自由利用のために、いつかは切らないといけないということが出てくるのですが、ではいつまでにすればいいのかという問題に対してはその判断基準について明確な解答ができません。極めて広い意味でのバランスとか、利益考量とかというアプローチしかあり得なくなります。

ビークル・セオリーでは、経済厚生の最大化という視点から、保護期間をどの程度にすべきかという問題を分析することができます。

(2) 市場の失敗

そこで一番の出発点であります市場の失敗について議論を進めます。



需要曲線と供給曲線の交点で需給バランスが取れて、供給量が決まり、価格が決まる。 これが、市場の一般的なモデルです。市場で供給量と価格が決まるのが理想的だと考えられます。それはなぜかといいますと、その場合に社会にもたらされる余剰が最大になるからだと説明されます。水平の点線から上に形成される三角形の部分が消費者余剰といわれる部分であり、水平の点線から下に形成される三角形の部分が生産者余剰といわれる部分です。余剰概念の詳細を説明すると難しくなるので省略させていただきますが、この三角形の部分が市場によって社会に生み出される利益だといわれています。

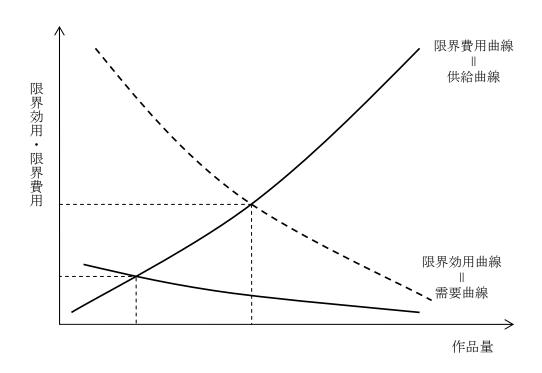
日本では、当事者間の合意に対して契約として拘束力を認める根拠は、当事者自治に求められています。しかし、アメリカでは、当事者自治が契約の拘束力の根拠とは認められておりません。もし、当事者自治が根拠になるのだったら、その契約の執行についても当事者自治でやりなさいという理屈になってしまうわけです。アメリカの契約法では、当事者が自由な交渉によって値段を決めて取引を成立させた場合には、ここに今申し上げた消費者余剰と生産者余剰が発生する。この余剰というのは、社会にとってのウェルフェアなのだと言われます。こういうウェルフェアが社会に発生するから、社会がそういう契約に対して介入する、つまり国家が拘束力を与えるのだという理屈になるわけです。消費者余剰と生産者余剰が発生するのが市場での理念型です。

著作物の市場について、もし著作権がなければどうなるのか、というのを考えてみまし

よう。一般の商品、すなわち有体物の商品の場合には、需給曲線は限界効用曲線で、供給 曲線は限界費用曲線です。限界効用曲線と限界費用曲線で形成される三角形の部分が理論 的に余剰の最大値です。したがって、一般の商品のように需給曲線が限界効用曲線に、供 給曲線が限界費用曲線に一致していれば、市場で成立する余剰はその最大値になります。 これが市場の成功です。

ところが、需給曲線が限界効用曲線であり、供給曲線が限界費用曲線であるという図式が成り立たない場合があります。この場合には、需要曲線と供給曲線で形成される三角形の部分は、限界効用曲線と限界費用曲線で形成される三角形の部分拠りも小さくなります。これが市場の失敗です。

著作物の市場の場合、当該著作物に対する需要(効用の発生)が100あっても(→限界効用曲線)、著作権がなければ、需用者は無断で複製することが可能になるため、需用者として市場に登場するのは最初に当該著作物の供給を受ける若干の人の限界効用曲線のみになります(→需要曲線)。すなわち、需要曲線は、限界効用曲線がかなり下にシフトした形になってしまい、市場の失敗が発生します。



限界費用曲線と限界効用曲線の交点で需要と供給が均衡する場合に、生産者余剰と供給 量余剰の合計が最大になるのですが、市場が失敗して需要曲線と限界効用曲線がずれるこ とによって、この余剰の部分が極めて小さくなってしまいます。このことが、市場の失敗です。

なにゆえ、著作物の場合にはこういう限界費用曲線と供給曲線の乖離、ずれが発生するのかといいますと、最初ジェファーソンのところで申し上げましたように、自然の状態では知的財産権の創作者は公表の自由を持っているだけで、その後の利用に対して対価回収手段を持たないからです。そういうことで、供給曲線というのは結局ワンチャンス、公表する時に、対価を取れるだけになりますので、供給が極めて少なくなってしまうという構造になります。

(3) 著作権による市場の成功

理想的なのは需要曲線が限界効用曲線に一致することです。これが一致することによって、余剰は最大化します。

そして、すべての利用行為について排他的な権利を与えた場合には、限界効用曲線と需給曲線とが一致することになります。すなわち、上記の図で説明すると、需給曲線が上方にシフトして、限界効用曲線と一致することになります。これが、ビークル・セオリーにおいて、産業政策として、著作物の創作に著作権という独占権を与える理論的根拠となります。

ところが、著作物の効用が発生するような利用行為を権利の対象から外してしまった場合には、たとえば公衆伝達行為や上演行為に対して排他的な権利を認めないとした場合には、限界効用曲線と需給曲線とはずれてしまうということが発生します。

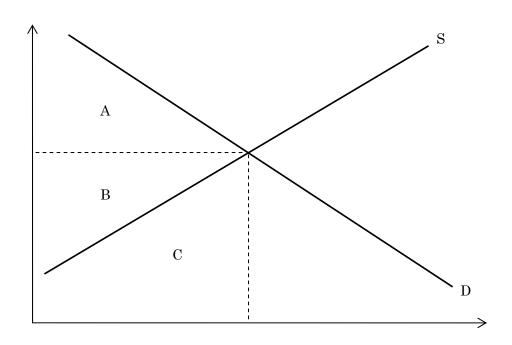
(4) 保護期間を制限することの正当性

保護期間を無限にして、無期限に発生する著作物の利用行為に対する対価回収手段を与えた場合には、需要曲線と限界効用曲線は一致します。他方、著作権の期間を限定してしまう場合には、需要曲線と限界効用曲線の間にはずれが発生します。そういう意味で、市場の失敗がその部分については発生します。そのことだけを考えれば、著作権の存続期間を制限するというのは、よくないことだということになります。

ところが、必ずしもそう単純にはなりません。結局、需要曲線と限界効用曲線とを一致 させる目的は何かというと、余剰を最大化することにあるのです。しかし、著作物の場合 には保護期間を一定に限ることによって、かえって保護期間を無限にした場合よりも、長 期的には余剰が増えるということが発生します。これがビークル・セオリーにおいて、著作権の保護期間を正当化する根拠になります。

保護期間を無限にするよりも保護期間を一定に限った方が長期的には余剰が増えるという現象が起こる理由は2つあります。第1の理由は、「自由利用余剰」の発生です。第2の理由は、供給の保護期間「弾力性」です。

まず、「自由利用余剰」の発生について説明します。保護期間が切れてからは著作物を誰でも自由に使えますので、消費者余剰(下の図のAの部分)と生産者余剰(下の図のBの部分)のほかに、供給曲線と垂直の点線と出形成される三角形(下の図のCの部分)が、保護期間終了後は、いわば「自由利用余剰」として新たな余剰が発生します。



著作権者が著作物の利用に対して対価を取っているときには、AとBという余剰のみが発生します。ところが、著作権期間が切れ、だれでも無償で利用できるようになった場合には、この対価支払が発生しませんので、Cの分まで含めた部分が、消費者余剰として世の中に余剰として発生するということになるのです。

つぎに、供給の保護期間「弾力性」について説明します。著作物の利用によって毎年100万円の収入があったとしても、今年の100万円の収入と、100年後の100万円の収入とでは、現時点での著作物の創作に与える影響は全く異なります。仮に保護期間を100年間から101年間に延ばしたとしても、現時点での著作物の創作に与える影響は

ほとんどないでしょう。他方、仮に保護期間を1年間から2年間に延ばしたら、現時点での著作物の創作に与える影響はきわめて大きいでしょう。すなわち、保護期間を1年間延ばすことが著作物の供給に与える影響(「弾力性」)は、保護期間が長くなればなるほど、小さくなります。

(5) 供給の保護期間弾力性の大きさ

供給の保護期間弾力性が具体的にどれほどの大きさであるかについて検討していきたい と思います。

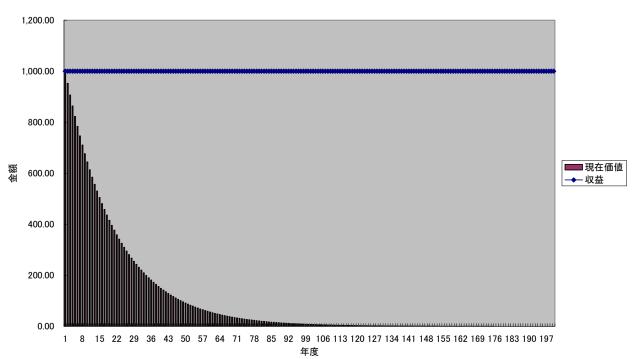
まず、著作物を作るか作らないのかをどういうふうにして決めるのか。ここでは、DC F (discounted cash flow)を前提にして計算します。著作物を作ったことによって得られる利益は将来発生しますが、制作費用は今かかります。DCFにおいては、その将来発生する収益を現在価値換算し、制作費用と比較して、現在価値換算した将来の収入が制作費用を上回る場合に、制作の意思決定がなされうるという、投資の意思決定理論です。以下の議論では、これを前提にします。

DCFにおいては、現在価値換算するための割引率をいくらにするかが重要になります。 以下での議論はすべて割引率を5%にして計算しています。なぜかといいますと、極めて 控えめだからです。実際には、割引率5%で投資の意思決定をする人はいないと思います。 著作物は作ったからといって必ず売れるかどうかわかりませんので、そういうリスクを入 れると5%でなしに、10%とかもっと高い割引率で、実際に決断する時には行われると思 います。

しかし、ここでは極めて控えめな議論として、割引率5%を使います。ちなみに、割引率5%でも、10年後の100万円は現在価値換算をしますと、64万円になります。

将来の収入は、現在価値換では、逓減していきます。今の100万円の現在価値は100万円ですが、10年後の100万円の現在価値は64万円ですし、100年後はほとんどゼロです。 保護期間を延長することによって総収入の現在価値は少しずつ増えてはいくのですが、その増え方というのはものすごく小さくなっていきます。言い方を変えますと、弾力性が逓減するということです。

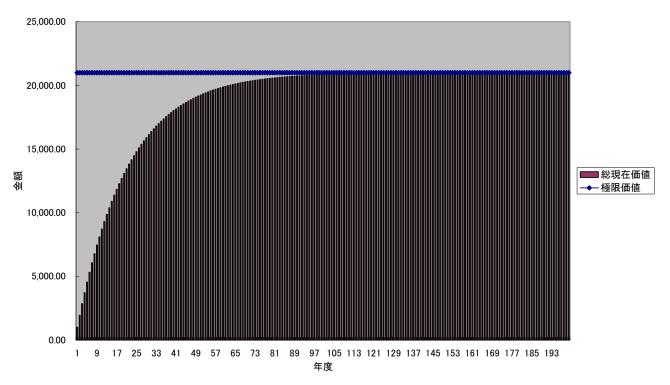
これを、図で示します。



名目額と現在価値(5%モデル)

この上の水平線が、名目額 1,000 円を示しています。200 年まで取っているのですが、 名目額での 1,000 円の現在価値換算額が、年数が経つことによって、急激に小さくなって いきまして、もう 100 年くらいのところではほとんど見えません。

これを今度は現在から将来までの現在価値換算を累計額で見ていきますと、つぎの図のようになります。



総現在価値の年数弾力性(5%モデル)

無限に名目額1,000円の収入が続いた場合、1,000円を5%の割引率で現在価値換算額の累計額がいくらになるのか。これには極限値があります。極限値は21,000円です。無限に続いたとしても21,000円にしかなりません。上の水平線がこの極限値である21,000円を示しています。現在価値換算額の累計額は、当初の期間は急激に金額が増えていって、その極限値に近くなっていくのですが、90年目あたりでほとんど極限値に達し、極限値を表す水平線とほとんどくっついたように見える状態が無限に続きます。これだけ保護期間を延長してもほとんど供給曲線に影響を与えないということを示しています。

ちなみに、死後 50 年から死後 70 年に保護期間を延長した場合に著作物の供給に対して どれだけの効果があるのかを見たものが、以下の表です。

年度	収益	DCF係数	現在価値	総現在価値	回収率	総回収率	総余剰均衡年
1	1,000.00	1.00	1,000.00	1,000.00	4.76%	4.76%	0.00
10	1,000.00	1.55	644.61	8,107.82	3.07%	38.61%	0.00
20	1,000.00	2.53	395.73	13,085.32	1.88%	62.31%	164.71
30	1,000.00	4.12	242.95	16,141.07	1.16%	76.86%	58.70
40	1,000.00	6.70	149.15	18,017.04	0.71%	85.80%	56.33
50	1,000.00	10.92	91.56	19,168.72	0.44%	91.28%	60.66
60	1,000.00	17.79	56.21	19,875.75	0.27%	94.65%	67.22
70	1,000.00	28.98	34.51	20,309.81	0.16%	96.71%	74.93
80	1,000.00	47.20	21.19	20,576.28	0.10%	97.98%	83.37
90	1,000.00	76.89	1 3.01	20,739.87	0.06%	98.76%	92.29
100	1,000.00	125.24	7.98	20,840.31	0.04%	99.24%	101.54
110	1,000.00	204.00	4.90	20,901.96	0.02%	99.53%	111.04
120	1,000.00	332.30	3.01	20,939.81	0.01 %	99.71%	120.69
140	1,000.00	881.68	1.13	20,977.32	0.01 %	99.89%	140.30
150	1,000.00	1,436.17	0.70	20,986.07	0.00%	99.93%	150.20
160	1,000.00	2,339.37	0.43	20,991.45	0.00%	99.96%	160.13
170	1,000.00	3,81 0.58	0.26	20,994.75	0.00%	99.98%	170.09
180	1,000.00	6,207.04	0.16	20,996.78	0.00%	99.98%	180.06
190	1,000.00	10,110.61	0.10	20,998.02	0.00%	99.99%	190.04
200	1,000.00	16,469.12	0.06	20,998.79	0.00%	99.99%	200.02

ここでは、死後 50 年=創作後 100 年として換算しております。というのは、アメリカの制度では死後 50 年は創作 100 年に相当すると考えられておりますので、その考え方を利用しています。同様に、死後 70 年は創作後 120 年に相当することになりますので、創作後 100 年と創作後 120 年の比較で計算しています。

今申し上げましたように、極限値が 21,000 円と決まっておりますので、100 年までに回収される累計額は、20,840 円であり、21,000 円に対して 99.24 %回収しているということになります。それを 20 年延ばした 120 年のときには、回収率は 99.71 %、その差は 0.47 ポイントです。これくらいしか、供給曲線に影響がない、ほとんど影響がないということになります。

以上では割引率5%モデルで計算しましたが、割引率8%モデルや割引率10%モデルではどうなるかについても見ておきたいと思います。以下の表がそれです。

	90%回収	9 9 %回収
5%モデル	48年	95年
8%モデル	30年	6 0 年
10%モデル	25年	49年

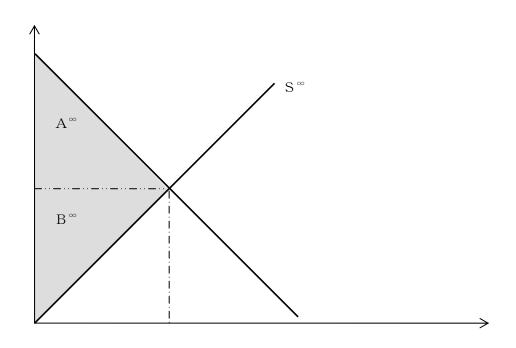
極限値に対して99%回収するのにかかる年数と90%回収するのにかかる年数とを計

算してみました。90%を回収するのは、5%モデルでは創作後48年ですが、8%モデルでは創作後30年、10%モデルでは25年かかります。

(6) 経済厚生を最大にする保護期間は

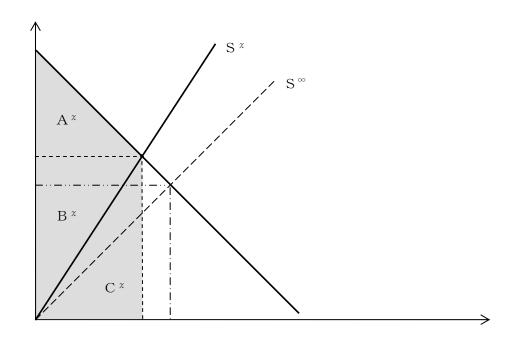
先ほど申し上げましたように、保護期間を無限にした場合と、保護期間を一定期間に限った場合とを比較すると、必ずしも無限にした場合の方が、余剰が大きくなるわけではない。かえって保護期間を切って、その後自由利用にしたほうがトータルでの経済厚生(余剰)は大きくなることがあります。仮説例を基に計算して、そのことを立証していきたいと思います。

まず、保護期間を無限にした場合における毎年の需給曲線と余剰を示したのが以下の図です。



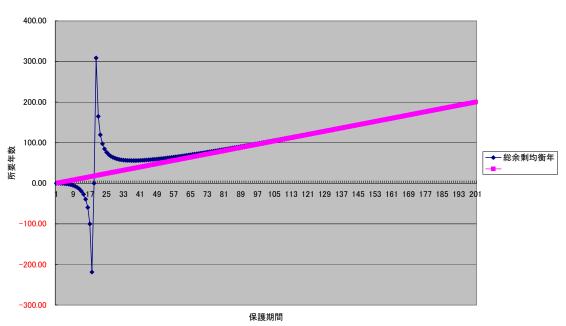
毎年の余剰は、消費者余剰 A^{∞} と生産者余剰 B^{∞} との合計になります。したがって、n年間における総余剰を TW^{∞} とすると、 $TW^{\infty}=(A^{\infty}+B^{\infty})\times n$ となります。

つぎに、保護期間をx年間に限定にした場合における毎年の需給曲線と余剰を示したものが、以下の図です。



保護期間を x 年間に限定にした場合には、著作権の行使による総回収額が減るので、供給曲線が上方にシフトします ($S^{\infty} \to S^{\times}$)。そのため、生産者余剰 A^{\times} と生産者余剰 B^{\times} とは、いずれも保護期間を無限にした場合における生産者余剰 A^{∞} と生産者余剰 B^{∞} よりも小さくなります。保護期間が満了するまでは、毎年の余剰は、生産者余剰 A^{\times} と生産者余剰 B^{\times} との合計です。しかし、保護期間満了後は、自由余剰 C^{\times} が新たに付け加わることになりますので、毎年の余剰は、生産者余剰 A^{\times} と生産者余剰 B^{\times} と自由余剰 C^{\times} の合計になります。したがって、n 年間における総余剰を TW^{\times} とすると、 $TW^{\times} = (A^{\times} + B^{\times}) \times \chi + (A^{\times} + B^{\times} + C^{\times}) \times (n - \chi)$ となります。

保護期間を無限にした場合の総余剰(TW^{∞})とx年間に限定した場合との総余剰(TW^{α})を比較して、後者の方が大きくなる(TW^{∞} < TW^{α})保護期間を、一定の数値例で計算してみたものが、以下のグラフです。



総余剰均衡年(5%モデル)

横軸に保護期間を、縦軸に $TW^{\infty}=TW^{x}$ となるのに要する年数を取っています。右上方に伸びる直線は、保護期間=所用年数を示した補助線です。

このグラフは、 TW^{∞} < TW^{x} となる所用年数は、保護期間が1.7年以下の場合には、 TW^{∞} < TW^{x} になることがないことを示しています。保護期間 18年以上にした場合には、保護期間が伸びるに従って、 TW^{∞} < TW^{x} となる所用年数が急激に減少し、その後は(補助線に沿って右上方に伸びてことから明らかなとおり)保護期間満了直前でやっと TW^{∞} < TW^{x} となります。

以上のとおり、保護期間 18 年以上にした場合には、所用時間の長短はありますが、トータルでの総余剰は保護期間を短くしたほうが大きくなります。 $TW^{\infty} < TW^{x}$ になる時点が一番早くなる保護期間(=最も効率のいい保護期間)は、このグラフでは 37 年くらいに限定した場合であり、その場合には、創作後 56 年くらいで無限に保護した場合と総余剰が均衡($TW^{\infty} = TW^{x}$)するという計算になります。

この計算の前提となりました幾つかの与件があるのですが、その説明の時間はありませんので省略させていただきます。

では、ビークル・セオリーにおける総余剰の最大化という観点からは、著作権の保護期間はどれくらいにすればいいのでしょうか。今の議論から、保護期間を無限にするという

のは決して好ましくない、という結論は出てくると思います。どれくらいに短くすればいいのかについては、今ご説明した限りでは、一義的な答えは出てきませんが、著作物の世代循環というものを考えますと、 $TW^{\infty} < TW^{\times}$ になる時点が一番早くなる保護期間(=最も効率のいい保護期間)が望ましいのではないかと考えます。原著作物があって、それに基づいて二次的著作物が生まれる。さらにそれを利用して、三次的著作物が生まれる。これをそれぞれ別の市場として考えますと、この世代循環を早く行ったほうが、総余剰がそれだけ大きくなるということになります。先ほど申し上げました総余剰均衡がもっとも早く達成される保護期間、5%モデルでは 37年とか、約 40年くらいが適切だろうというような気がします。これについては、後日、さらに検討を加えたいと思っています。

以上、ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 どうも山本先生ありがとうございました。